

「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例」一部改正の概要

1 条例改正の理由

耐震強度偽装やリコール隠しなど企業モラルの低下、悪質リフォームや不当架空請求など消費者トラブルの巧妙化及び件数の増加、多重債務問題や振り込め詐欺といった新たな課題の発生、消費者基本法の成立など、消費者を取り巻く環境の変化に対応するため、「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例」を改正しました。

2 主な改正の内容（※ 施行日：平成19年4月1日）

(1) 名称【改正】

「岐阜県消費生活条例」に改正しました。

(2) 目的【改正】（第1条）、基本理念【新設】（第2条）

平成16年6月の「消費者保護基本法」から「消費者基本法」への改正が、消費者は「保護されるべきもの」から「自立を支援すべきもの」に転換されたことに倣い、県条例においても、その趣旨を踏まえた目的の改正及び基本理念の条項を新設し、消費者の権利を明示しました。

<消費者の権利>

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ①安全が確保される権利 | ⑤意見が政策に反映される権利 |
| ②自主的、合理的な選択ができる権利 | ⑥被害の救済を適切、迅速に受ける権利 |
| ③必要な情報を知る権利 | ⑦不当な取引方法を強制されない権利 |
| ④消費者教育を受ける権利 | |

(3) 事業者の責務【改正】（第5条）

以下のとおり事業者の責務を改正しました。

- 1 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 2 消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 3 消費者との取引に際し、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。
- 4 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 5 県及び市町村が実施する消費者政策に協力すること。

(4) 事業者団体の責務、消費者団体の役割【新設】（第6条、第8条）

<事業者団体の責務>

事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めなければならないと定めました。

<消費者団体の役割>

消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動等を健全かつ自主的に行うよう努めることにより、消費生活の安定及び向上のために必要な役割を果たすものとして定められました。

(5) 環境保全への配慮【改正】(第24条)

地球温暖化問題等の地球環境問題は日常の消費生活も原因の一つとなっており、その解決には、県が推進する施策、事業者が行う事業活動、消費者が営む消費生活において、それぞれが環境の保全に配慮することが重要であることから、三者の果たすべき役割を定められました。

(6) 消費者施策推進指針の策定【新設】(第37条)

消費者政策の推進を図るため、総合的な消費者施策の方向性を示す「消費者施策推進指針」を策定することを定められました。

(7) 知事に対する申出制度【新設】(第38条)

広く「消費者の権利が侵害されている疑いがある」ときに、直接の利害関係者に限らず県民誰もが、知事に対して適当な措置をとるべきことを申し出できる制度を新設しました。

(8) 「報告徴収・立入調査」「公表」【改正】(第40条・第41条)

知事の是正勧告に先立ち、速やかな情報収集のための「報告徴収・立入調査する権限」及び勧告や立入調査等の実効性を担保するための「勧告に従わなかったとき、又は立入調査等を正当な理由なく拒んだときの事業者名等の公表権限」がない条項を解消します。

条 項	項 目	報告徴収・ 立入調査	事業者名等 の公表
第10条	・消費者の生命、身体、財産に危害を及ぼすおそれがある商品の供給、サービスの提供	× → ○	○
第14条	・県が定める基準（消費者に供給する商品・サービス内容の表示の基準、包装の基準、その他必要な基準）に違反	× → ○	× → ○
第16条	・不当な取引方法	× → ○	○
第27条	・特定必需物資の円滑な流通を不当に妨げる行為 又は不適正な著しい高額で販売する行為	○	○

(9) 不当な取引方法の禁止【不当な取引方法を告示で指定】

条例第16条で禁止している「不当な取引方法」を規則で5つに分類していますが、その分類に該当する不当な取引方法を、消費者、事業者双方に具体的にわかりやすく示すため、また次々と発生する不当な取引方法の新たな手口に迅速に対応するため、告示で指定します。
※告示の内容は、不当な取引方法の追加等について、再度検討します。